

厚生文教常任委員会会議録

- 1 日 時 平成31年2月12日（火）
10時00分開会 14時01分閉会
- 2 会議場所 役場3階第1委員会室
- 3 出席議員 委員長：高橋政悦 副委員長：中河つる子
委員：川上 均、鈴木孝寿、西山輝和、中島里司
議長：加来良明
- 4 事務局 事務局長：佐藤秀美、係長：宇都宮学
- 5 説明員 学校教育課 課長：神谷昌彦、課長補佐：本田雅彦
給食センター所長：石津博徳
社会教育課 課長：佐々木亘、課長補佐兼文化振興係長：澤田 智
課長補佐兼スポーツ係長（図書館長・郷土史料館長事務取扱）：高橋英二
社会教育係長：樋口尚樹
町民生活課 課長：高金信昭、課長補佐：大尾 智
保健福祉課 課長：青木光春、課長補佐兼福祉係長：石川 淳
課長補佐兼在宅支援係長：角谷貴良、課長補佐兼介護保険係長：近藤芳行
子育て支援課 課長：逢坂 登、課長補佐：安ヶ平宗重
課長補佐兼子育て支援係長（きずな園園長）：小笠原敏子
児童保育係長：岡田裕二
- 6 議 件
 - (1) 所管事務調査について
・所管に関する事項について
 - (2) その他
- 7 会議録 別紙のとおり

(1) 所管事務調査について

- ・所管に関する事項について

委員長：ただいまから厚生文教常任委員会の所管事務調査を開催する。

本日の所管事務調査は、議会議員改選後毎回実施されているもので、厚生文教常任委員会が所管する事務の確認をするための調査である。あくまでも質疑は説明に対する質疑に止め、各事務事業の詳細を把握するための調査ではないことを承知願い進めたいと思う。これから執行側の各担当が入室し説明を受ける。調査については手元の日程表どおりに進める。事前に配付された所管事務調査資料と本日配付の各課の説明資料の確認をお願いして進める。

休憩する。

【休憩 10:01】

(学校教育課入室)

【再開 10:02】

委員長：休憩前に引き続き会議を始める。

最初に学校教育課から説明を願いたい。課長は説明員の紹介をした後に説明に入っていただきたい。

学校教育課長（神谷昌彦）：(説明員紹介) 提出した資料について説明する。1頁目は清水町教育委員会の事務局職員の構成図となっている。学校教育課、社会教育課、全てを含めたものになっている。特に教育委員においては教育長が昨年10月から新しく三澤教育長になっている。教育委員として小笠原教育委員と川端教育委員が同じく10月から新任で着任している。1枚めくり、学校教育課の事務分掌となっている。2頁目が学校教育課ということで、総務係と学校教育係があり、それぞれの事務分掌を掲載している。3頁目は学校給食センターの分掌事務ということで業務係がある。4頁目は清水町の教育を図式化して表したもの。清水町の教育の基本理念は、「心響」となっている。「心をかよわせ、互いに響きあう感性豊かな教育の推進」を目標として、「打てば響く、心に響く」教育行政を展開している。図の中心部のハート型のような円がある。これの左側のピンクは知性、右側の黄色の円は感性を現しており、知性と感性のバランスの取れた取り組みを進めることを表現している。5頁目は、しみず「教育の四季」となっている。縦軸を春・夏・秋・冬の季節、横軸を家庭・学校・地域とした12の窓に基本的な生活習慣だとか規範意識に関わる項目を配置して取り組んでいるものである。6頁から8頁にかけては、しみず「教育の四季」推進協議会の取り組みについて載せている。平成30年度の活動状況となっている。4月に、しみず「教育の四季」推進協議会を開催、その後、しみず「教育の四季」リーフレットを各学校に配布している。7月には清水中学校を会場にサイエンスサマースクールを行っている。11月に、しみず「教育の四季」子どもフォーラムを文化センターで開催している。また、幼稚園・保育所において参観日懇談会の際に、教育指導幹の講話などを行っている。しみず「教育の四季」は、宣言をしてから平成30年度で13年目を迎えている。9頁から10頁にかけては幼保・小の連携について書いたもの。9頁が清水町の幼保・小の連携の取り組みについて。10頁が幼保・小連携のための組織体制となっている。少人数学級を進める中で就学前教育の充実の必要性が強く感じられるところであり、町内の保育所、幼稚園と小学校の滑らかな接続を図るために、清水地区と御影地区それぞれに連携推進会議を組織して事業を進めている。この中では幼児と児童、教師と保育士との交流や研修を行っており、清水の幼保・小連携の取り組みは全道的にも進んでいるということで高い評価を得ている。このしみず「教育の四季」と幼保・小連携の取り組みが清水の教育の中心的な柱となっている。これを中心としているような事業を展開している。11頁は児童・生徒、学級数及び教職員数ということで、平成31年2月現在の状況載せている。清水小学校はこれまでずっと2学級だったが1学級のクラスが出てきている状況にある。それと特別支援学級の生徒が近年増えてきている傾向が出ている。12頁は学校施設の建設年度一覧ということで、それぞれ小・中学校の建設年度となっている。御影小学校においては大規模改修が終了していない状況。13頁は平成30年度北海道清水高等学校振興会の事業計画ということで、清水高校等学校振興会による高校振興の事業の取り組みとなっている。平成30

年度はこれまでの取り組みに新しく追加し、インターネット利用による進路講習費用の補助、ICT環境の整備ということで、清水高等学校では進学等を中心とした「進路チャレンジクラス」に取り組んでおり、インターネット環境によるスタディサプリという講習といった環境の整備を行っている。それと国際交流派遣事業でチェルシーのほうに清水高校生を派遣する補助ということで今年度から取り組んでいる。地域との連携強化ということで、清高ショップの開催にも補助を行っている。14頁は平成30年度の給食センター管理運営状況調書。給食センターはスクールバスの運行、給食の提供ということで安全安心な運行、給食の提供に取り組んでいる。

委員長：学校教育課に関する事務分掌、大まかな活動状況等の報告を受けたが、説明についての質疑を受ける。何かあれば発言願う。

鈴木委員：幼保・小連携以外に幼保・小、中高までの教員と保護者の集まりがあると認識していたが、所管はここではないのか。若しくはそういうものは元々存在しないのか。

学校教育課長：中高の取り組みも行っている。例えば高校の先生が中学校で実際に授業をしたり、中学校の先生が小学校に行き行って授業をしたりしている。幼保・小と言っているが、中高についても取り組みを広げて、実際に先生方の交流だとか、中学生が高校に行き行って体験授業をしたりしている。

鈴木委員：幼稚園、保育所の先生方各1名、小学校の先生、中学校の先生、そして高校で集まる会議が1年に1回か2回あるはずだが、所管は違うのか。

神谷課長：特に会議として正式に集まっているものはないと思う。ただ、そういった連携というのか、先ほども話をした、高校の先生が中学校で授業をしたり、中学校の先生が小学校で授業をしたりという交流だとか、生徒が行き行って体験授業をするという取り組みは行っている。

委員長：休憩する。

【休憩 10:14】

【再開 10:15】

委員長：再開する。

そのほか何か質疑はあるか。

中島委員：給食センターは能力的に何食分つくれるのか。分からなければあとで教えてほしい。

給食センター所長（石津博徳）：平成9年に建設されているが、給食能力は1,700食で計画された。統合前の各へき地校があったときは最高で1,350食ぐらい提供していたかと記憶している。現在は幼稚園を除くと790食。幼稚園は週2回程度副食を提供している。

鈴木委員：「教育の四季」の「心響」の関係だが、中身はスタートから変わっていないのか。若しくは、時代に合わせて方向を変えてやっているのか。リーフレットを配布しているのが4月10日で、そのあとの4月25日に推進協議会を開催しているということは、普通でいけば逆になるのかと思うがどのような扱いなのか。

学校教育課長：基本的な内容は変わっていない。ただ、「教育の四季」の8つの展開の中身だとか表現については、過去何回かそのときに合わせて変えている。

鈴木委員：順番からいくと、推進協議会の活動報告がリーフレット配布ありき。本来だったらリーフレット配布前に協議会をやるのが本当のかたちなのかと感じた。

学校教育課長：「教育の四季」の推進もずっと同じことの繰り返しということもあるので、新しい教育長もこれを更にどう発展させていくかということを常々申し上げているので、今日の意見も含めて更に「教育の四季」を発展させたい。特に平成31年度からはコミュニティスクールも入ってくるので、その辺も含めて進めていきたい。

委員長：北海道清水高等学校の振興会事業計画が載せてあるが、この清水高等学校振興会自体、学校教育課の所管なのか。明らかな所管なのか若しくはただの後援にすぎないのかはっきりしていただきたい。

学校教育課長：事務分掌の15番に「清水高等学校振興会に関すること」と載っているの、学校教育課の所管事務となっている。

委員長：ということは、振興会に対して指導機関になり得るということか。

学校教育課長：事務局には学校教育課の職員も入っているの、指導というか一緒になって振興していくという状況で取り組んでいる。

委員長：そのほかはないか。学校教育課についてはこの程度で止めてよいか。

（よいという声あり）

委員長：休憩する。

【休憩 10：22】

(学校教育課退室、社会教育課入室)

【再開 10：26】

委員長：再開する。

引き続き社会教育課の説明を受ける。課長から説明員の紹介を兼ねて説明を始めていただく。

社会教育課長(佐々木亘)：(説明員紹介)資料の2頁目。教育委員会で委嘱をしている社会教育委員名簿、スポーツ推進委員名簿を添付している。それぞれ社会教育委員10名、スポーツ推進委員10名を委嘱している。会議は定例で年3回行っている。次に3、4頁に各係の分掌事務を添付しているが、これについては既に配付済みなので詳細は省略する。5頁目以降、それぞれの係における事務事業についてポイント的に紹介をする。5頁、6頁は社会教育係の所管する事務事業。領域的に分けて、青少年教育、成人教育、家庭教育、社会教育施設、社会教育推進体制という領域に区分をしている。まず青少年教育としては、子ども会に対する助成支援等になる。現在町内で組織されている子ども会、こちらの数字は当初の予定数をあげており、現在18の団体が町内でそれぞれ子ども会を組織して活動にあたっている。次に、小中高生のリーダー養成研修会は西部教委連事業として取り組んでいる。チャレンジクラブは5月から月に1回子どもを対象に公民館事業として取り組んでいる。次に成人教育。成人式の開催は、今年度は成人の対象が86名、そのうち64名の参加をもって開催した。2022年に成人の年齢が18歳に引き下げられることになる。今後この辺の取り扱いは管内の状況を見ながら検討していかなければならないという課題がある。同じ成人教育で、成人女性教育(女性連関係)になる。ここで研修会への派遣ということで、9月14日から15日、北海道女性大会への派遣を要請していたが、胆振東部地震の関係で中止になっている。高齢者学級を毎月1回開設している。午前中に講演を行って、昼からはクラブ活動をしている。現在11のクラブ活動を行っている。年に1回修学旅行とバス学習を実施しているが、今年度バス学習は9月実施予定だったが地震の影響で中止している。次に社会教育施設、公民館講座になるが、公民館講座、地区公民館講座、社会教育団体体験講座等々を開設している。一般の公民館講座は備考欄に6講座と記載しているが、今年度8講座を開設している。6頁目も社会教育施設になるが、それぞれの施設の管理の部分になる。少年自然の家の管理は、上羽帯地域の方に委託している。剣の郷創造館は夏期だけ管理人を雇用して施設の管理を行っている。社会教育推進体制については、一般的な事務的な部分を記載している。最後、ボランティアの活動推進になる。生涯学習のボランティアということで登録をいただき、各種事業に対して派遣をしている。主なものとしては学校における書写ボランティアで活動していただいている。7頁目、文化振興係の所管事務事業になる。領域は文化芸術活動、青少年の文化、郷土の文化、文化芸術施設と分けている。文化芸術活動は、それぞれの文化団体に対する助成等となっている。中段にある清水町文化賞・スポーツ賞表彰事業であるが、一般の部を昨年11月3日に行っている。文化賞で2名、スポーツ賞で5名、合計7名の方を表彰した。このあと3月21日に学生を対象とした表彰を行う。委員の皆様方にも案内を申し上げるので参加いただきたい。次の領域として、青少年の文化になる。伝統文化の継承事業ということで、こども文化教室、これは備考欄にあるが、7つの教室を開催している。文化芸術施設は、芸術鑑賞事業で、小学生芸術鑑賞会の開催(低学年・高学年)、中学生の芸術鑑賞会の開催ということで、会場は文化センターと載せているが、実際小学生に対しては清水小学校の体育館、中学生に対しては清水中学校の体育館で開催をしている。最後、文化会館の施設管理になる。一番下の文化センター大規模改修工事になるが、昨年の6月末から大規模改修を行っている。現状としては、大ホールはほぼ完成している。詳細な設備の調整が少し残っているが、来月3月から利用できるように進めている。8頁目、スポーツ係の所管事務事業については、領域としてスポーツ活動、青少年のスポーツ、スポーツ施設、推進体制ということで区分を分けている。まずスポーツ活動としては、青年・一般スポーツ奨励事業ということで、各種大会における助成を行っている。主な事業の2段目、体育の日記念スポーツ大会の協力・助成になるが、昨年は雨の影響によって中止となっている。次に、NPO法人清水体育協会への補助事業になる。体育協会に対する補助ということで、こちらも2段目の西部十勝陸上大会。これは胆振東部地震の影響により、昨年度中止となっている。青少年のスポーツの社会体育奨励事業、町民陸上競技記録会の開催も雨天によりグラウンドの不良で中止となっている。

スポーツ施設のアイスアリーナ等の施設運営については、NPO法人清水アイスホッケー協会に管理運営について指定管理で行っていただいている。それぞれ実施事業ということで、各事業に取り組んでいる。施設の改修工事として、アイスアリーナ屋根改修工事、除湿機取替工事、冷却塔充填材交換工事を昨年度実施している。体育館等の施設運営事業の体育館、農業研修会館、柔道場等々を含む体育施設についてはNPO法人清水町体育協会に管理運営をお願いしており、記載のとおりそれぞれ実施事業等に取り組んでいただいている。体育館における工事としては、昨年、体育館の正面窓枠の補修工事を行っている。10 頁目、図書館の所管事務になる。図書館は学習の拠点、交流の場として多くの方に利用いただけるよう施設管理を行っている。エントランスホール展の開催ということで、月に1回、町民の方または町民にゆかりのある方の作品を展示している。事業等については各学校と連携をしながら支援をしている。読書普及事業について、主な事業の3段目、お話し会の実施ということで、こちらについては毎月2回、読み聞かせサークルのボランティアの方々に行っていただいている。最後、図書館の施設管理になるが、図書館での工事として、昨年非常灯改修工事、備品の購入としては、視聴覚室のプロジェクターの更新を行っている。11 頁、12 頁、社会教育課の所管施設ということでそれぞれ施設について添付させていただいているが説明は省略する。以上、簡単ではあるが社会教育に関わる事務事業の説明とする。

委員長：質疑を受ける。何かあるか。私から1つ。社会教育委員名簿とスポーツ推進委員名簿を載せているが、社会教育課職員構成図に反映するというのはないのかもしれないけれども、この構成図に反映するとしたらこの2つの委員会はどうなふうに関わっているのか。

社会教育課長：まず社会教育委員は社会教育に関わる事業についていろいろ意見等々をいただいている。先ほど定例で年3回と説明したが、年度初めにあたっては前年度の事業評価をいただいている。それと中間、上半期が経過したあとは上半期の報告ということで説明している。年度末においては次年度の事業計画ということで、それぞれ説明をした中でいろいろと意見をいただいている。関わってくる部分については、社会教育・文化関係といったところが主な部分かと思う。スポーツ推進委員の会議は3回で内容も同じものになっている。スポーツ推進委員なので関わる部分はスポーツ関係となっているが、お互いそれぞれの委員の中でもまた連携等をはかりながら社会教育事業全般にわたりいろいろとご意見をいただいているところでもある。

委員長：委員から何か質問はあるか。

中島委員：社会教育主事研修に行っているようだが、社会教育委員の中に社会教育主事の資格を持っている方がいるのか。

社会教育課長：名簿の中には社会教育主事の資格を有している方はいない。

中島委員：大きな町であれば公募した場合にそういう方が出てくるとも思うが、一般的に、町の中に社会教育主事の資格を持っている方はいないだろうと思う。NPOの代表の方がこういう中に入って特に法的に触れることはないと思うが、場合によっては受ける側の人間が入っているのはいかなるものかと思うが、何らかの疑問を持ったことはないか。

社会教育課長：私のほうは疑問に思った部分はない。しかしながら中島委員が言うとおおり、体育協会という部分があるので、任期が平成29年4月から2年間ということでこの3月で任期が満了になる。新年度に向けて新たな委員の選任ということで今後進めていくが、その中で少し考える。

中島委員：スポーツ推進委員について、それぞれの委員が所属しているスポーツが分からない。持っている人がいれば備考欄に専門的な部分だからあげてもいいのではないか。メンバーにクレームをつける気はないが、そういう制度があるのであればその資格を明記して、より専門的な視点で町民と接してほしいという思いがある。

社会教育課長：大変申し訳ない。スポーツ推進委員についてもそれぞれ資格を持った方がいる。それぞれのスポーツで審判の資格などを有している方がいる。備考欄に記載すればよかったが資料に不足があった。次回からそういったところも適宜表記しながら作っていきたい。

鈴木委員：文化会館の施設管理費、いわゆる文化センターの大規模改修工事だが、2か年工事の1年目ということではもう1年ある。金額も2年目はまた別なのか一緒なのか。

社会教育課長：文化センター大規模改修工事は平成30年度、31年度で行う。当然1年目と2年目ではそれぞれ工事にかかる費用も別になる。

鈴木委員：参考までにお聞きしたいが、大ホールがこれから使えるという話があった。これまでと比べて、アナログがデジタルになったという世界なのか、比較的いろいろな催し物も開催できる素晴らしい施設に生まれ変わったのかどうかという一般的な話を聞かせていただきたい。

社会教育課長補佐（澤田智）：大ホール工事の内容だが、今言われたようにアナログ形式のものがデジタル

に変わったのが大きなところ。基本的な構造自体は変わっていない。要は、スポットライトが従来のかたちから今よくテレビとかコンサートでやるムービングになって自由に動くというかたちではない。今、よそから入ってくるような催し物はデータで持ってきて操作卓に記憶させて再生していくというのが主流で、デジタル的な操作に対応できるように機器等が変わっている。ただ、ボタンを押せばコンピュータで全てできるというものではなくて、やはり照明、音響等は人間が手でやらなければならない基本的なかたちは残っている。

鈴木委員：今日は所管事務調査なのであまり言えないが、これを生かした平成 31 年度の事業計画が楽しみだと思っている。

中島委員：2階の壁の部分は大規模改修の対象になっていないのか。

社会教育課長：役場に面した壁の部分は平成 31 年度の工事で行う予定。今年度は基本的に文化会館を中心として改修工事を行っている。平成 31 年度は中央公民館側を中心に行う予定になっている。合わせて建物全体の外壁も塗装工事を行うことになっている。

委員長：そのほか質問はあるか。

(なしという声あり)

委員長：社会教育課には退室していただく。休憩する。

【休憩 10:53】

(社会教育課退室、町民生活課入室)

【再開 11:10】

委員長：再開する。引き続き町民生活課の事務分掌について説明をいただく。課長は説明員の紹介をしたあとに説明に入っていただきたい。

高金課長：(説明員紹介) 資料に沿って説明をする。1頁、町民生活課の事務分掌及び職員の配置について提示している。職員は私を含め13名で多岐にわたる業務を行っている。担当は、戸籍住民係は3名、保険係は臨時職員を含めて5名、住民活動係は1名、生活環境係は2名、清掃センターは兼務になるが2名という体制で行っている。2頁からは各係の事務分掌について載せている。まず、戸籍住民係の関係から説明する。1番、戸籍・住民基本台帳に関することということで、これは最も重要な統計的な資料となるものであり、日々の出入りについて住民基本台帳法に則りながら間違いなく業務を行っている。平成29年度の状況は掲載のとおり、平成25年9月末で1万人を割った。平成31年1月末ではそれを更に割り、9,487名ということで人口減少がなかなか止まらない状況である。更には、65歳以上の人口は3,405人ということで、その割合は35.89%と数字がどんどん増加している状況。2番、印鑑登録はいろいろな契約等に使う大切な印鑑を登録する事務である。登録件数は平成29年度記載のとおり。3番、埋火葬の許可に関すること。葬斎場を設置している関係で、葬斎場を使用する場合については埋火葬の許可を得る必要がある。平成29年度は火葬許可が95件となっている。4番、住民基本台帳ネットワークシステム。今までは住民基本台帳の中にそういうカードシステムがあったが、改めて平成28年1月からマイナンバーカード制度が発足した。平成29年は568枚でなかなかカードの発行には至っていない状況があり、この辺の運用をどうするかということは、国全体、清水町にとっても課題となっている。5番、公的個人認証に関すること。マイナンバーカードを利用して行う証明申請の交付の関係。6番、マイナンバーに関すること。社会保障、税番号制度(マイナンバー)の周知徹底を図りながらカードを発行している。7番、各種証明書等に関すること。町民の生活にとっていろいろな証明を出すという業務がとても大切なことになっており、この表に記載のとおりのものについて、町民に対して滞りなく交付している状況である。8番、旅券(パスポート)事務に関すること。平成29年度は136件という実績がある。現在もパスポートの発行は若干伸びている状況があり、海外旅行、ビジネス等もあり増加している。9番、自動車臨時運行許可証を発行している。10番、人口動態調査に関することということで、記載の部分について調査を行って関係機関に情報を伝達している。11番、犯歴事務に関すること。国、警察機関からのいろいろな犯罪履歴を保管する。選挙人名簿に対する犯歴の照会も行っている。12番、破産事務に関すること。これも法務局から破産関係の履歴が来てその関係の中身を調査して報告するもの。13番、来庁者の案内に関することについては、私ども窓口に対応する関係があり、いろいろな思いを持って役場に来る方に、できるだけ分かりやすい説明で関係すると

ころに案内する、若しくは私どもの事務について丁寧に説明をしながら窓口対応をしている状況である。14番、国民年金に関すること。今国民年金の事務を一部町のほうで行っており、このような表に関する部分について集計をし、滞りなく関係機関と連携をとりながら事務を進めている。15番、公印の保管に関すること。町の顔である公印の保管を厳重に行っている。以上が戸籍住民係の事務分掌である。

引き続き、住民活動係の事務分掌に移る。1番、町民憲章の推進に関すること。町民の指針である町民憲章の普及は長らく町民生活課が担ってきた。その中でまちづくり推進協議会との連携の下、住民団体や町民へのいろいろな働きかけを行って今に至っている。2番目、住民活動の推進に関すること。市街地の町内会、連合体や、農村部の団体に対する住民活動の支援等を図って、仲良く交流を深めるような地域活動を目指す支援をしている。3番、町内会、農事組合に関すること。2番目の活動推進にあたりこの表にある数の団体に対して、毎月15日に広報等を発送している。更には毎年4月下旬頃になるかと思うが、町内会、農事組合の代表者を招いて要望や意見交換を行う場を設定している。続いて5頁。5頁上段は今の引き続きで、加入状況を示した表になっている。4番、地域住民団体連絡調整に関すること。町内会連絡協議会、地域住民活動団体は13団体あり、補助金を交付して地域の中で交流、いろいろな研修等に使用いただき地域の活性化に資するという内容である。しみず秋まつり実行委員会と御影秋まつり実行委員会。これは暴力団追放の流れから町民が結束し2つの実行委員会が生まれ、秋まつりを統括している。補助金を交付して町民のためにいろいろな事業を展開している内容。清水町まちづくり推進協議会は大きな団体になり、清水町がどうあるべきか意見交換する場になっており、延べ30団体が加盟してまちづくりについていろいろな啓発活動を行っている。前段で述べた町民憲章もこの団体が統括して、書道展などでのこのような啓発活動をしている内容である。御影地域づくり推進協議会は清水町内で最もまちづくりに対して熱を帯びたという効果的な活動をしている団体であり、これが手本になるような部分が皆様のところにつながるようにこの推進協議会と連携して物事を進めている。6頁の5番、新生活運動に関すること。これもまちづくり推進協議会の中から発生した部分で、今までいろいろな活動をした中であいさつ運動だとか生活見直しの観点の事業を展開している。現在は生花から供花紙に移った部分があり、これは継続している内容である。6番、町内会集会施設建設費補助に関すること。これは条例として設けており、経費を3分の1補助するということだが、最近はなかなかそこまでの建設はない。万が一ある場合についてはこのような補助制度を利用して建設が可能となる。7番、地域集会所に関すること。記載のとおり4集会所がある。各集会所は複数の町内会が連携して管理運営をしており、地域にとってなくてはならない施設となっている。その管理委託料として管理される方に月額20,000円を交付しており、管理運営に使われている。そのほかに電気料、上下水道、修繕料は別途町費で計上して執行している。8番、青少年行政との連絡調整に関すること。教育委員会や青少年団体との連携を取り、特に交通安全、防犯については連携を深めているいろいろな情報共有をしている。9番、警察との連携調整に関すること。防犯・交通に関しては警察署との連携を深めるということで、いろいろな関係で協力をいただきながら連絡調整を図って実施している。10番、防犯及び交通安全に関すること。これについてもやはり町民の安心・安全を守るということで生活安全推進委員会が中心になり、小学校の登下校の中で街頭に立ちながらそういう部分の啓発活動をしている。11番、防犯及び交通安全関係団体との連絡に関すること。中心となるのは清水町生活安全推進委員会。平成17年度から清水、御影の交通3団体及び防犯2団体が結集しこの委員会を組織した。主な事業については掲載のとおりであるが、現在の实情としての部分を説明する。なかなか会員の充足度が高まらない部分もあり、一つ一つの事業について新たな展開がなかなか図れない状況である。7頁の12番、暴力団追放に関すること。これは秋まつり実行委員会の中でも説明したとおり、町民の意思が暴力団追放という大きな方向に向かっているもので、これについても新得の推進協議会だとか新得署と連携して進めているところ。13番、北方領土に関すること。2月7日に北方領土の日があって、庁舎内では署名活動もして返還の要求活動を続けている。14番、特定非営利活動（NPO法人）に関すること。現在清水町には5つのNPO法人があるので、その申請許可等の事務を取り扱っている。以上が住民活動係の事務分掌の説明となる。

引き続き、消費生活関係の説明。1番、消費者行政に関すること。基本的には清水消費者協会が中心となり、保健福祉センターにそういう相談窓口を設け、清水では週5日、月曜日から金曜日、御影は週1回水曜日に相談を受けている。2番、消費者団体との連絡調整に関すること。清水消費者協会が充実することによって、町民が消費生活をスムーズにできるということでこの団体の支援に努めている。

次に生活環境系の事務分掌になる。8頁の1番、し尿処理及び廃棄物処理に関すること。これは生活に一番密着している生活環境を維持するための大切な業務であり、処理実績、廃棄物の処理状況、有資源の売却状況は記載のとおり、今年度の4月から始まるごみの広域化について現在いろいろな事務を進めており、大分町民にも考え方が浸透していることはうかがい知るところとなった。更には、清掃センターのリサイクル施設化も含めて今計画を進めている。平成31年・32年の2年間をかけて今の清掃センターをリサイクル施設に改修し、資源化に向けた取り組みを進める考えである。9頁に移る。2番、狂犬病予防に関すること。5月に獣医師会と連携して狂犬病の予防注射を実施している。当初この件数になっているが、まだ注射をしない方も少なからずあるということは了解しており、できるだけしてほしいということで周知活動も続けている。野犬掃討を実施しているが、現在とても難しい状況。美蔓地区と石山地区に数頭の集団があり、被害とまではいかないが住民に不安を与えている状況。農林課所管の猟友会とも協力しながら数頭捕っているが根本的な解決には至っていない状況で、今のところどうするかということは手詰まりの状態である。3番目、墓地及び葬斎場に関すること。共同墓地についてはここに記載のとおり8箇所の墓地を管理運営している。葬斎場は1箇所、西十勝浄化に管理委託をしている。平成29年度の火葬件数実績はこうなっている。4番目、危険害虫の駆除に関すること。特に多いのは夏場のスズメ蜂。多い年もあれば少ない年もあるがある程度の件数があり、危険を招くということで、防護服をお貸しする中で駆除をいただいている。ただ、65歳以上の高齢者や親族がいない方については私どものほうで直営で駆除している状況。ほかの害虫駆除でいえば、数年前になるがマイマイ蛾などの害虫が出た場合はその方法について町民に周知する指導を行うかたちをとっている。5番、公害に関すること。公害防止法に基づくダイオキシンの検査等を実施している。10頁、6番、公衆浴場に関すること。町内唯一の公衆浴場として本町内にあるものだが、平成29年度は約20,000人の方に利用されている。通常午後3時から午後10時までの営業となっており、なくてはならない施設となっている。ただ、老朽化が否めないということで毎年修繕料が多くかさんでいる。ホクセイのほうに清掃の管理委託をしている。7番、衛生組合との連絡調整に関すること。歴史がある衛生組合については、町内会の方からいただいている会費の中でいろいろな事業を行っている。ごみ減量のための各町内会での清掃のお願いだとか、不法投棄の対応だとか、花いっぱいに関する花の苗植えの補助だとかを実施している。8番、十勝圏複合事務組合に関すること。し尿及び浄化槽の処理のために十勝圏複合事務組合に加入してその業務を行っている。現在は十勝圏複合事務組合と言っているが、昨年度までは十勝環境複合事務組合であり名称の変更があった。9番、地球温暖化対策実行計画に関することということで、役場庁舎内に地球温暖化対策推進連絡会議を設置しており、役場内の計画に伴う行動指針等をつくり管理を行う事務を取り進めている。10番、その他環境衛生及び美化に関すること。平成27年度から廃屋解体撤去事業を行っている。一般の住宅、物置等の美化だとか防犯の関係でこの事業を開始している。平成29年は7件だが、平成27年から30年まで31件実施している。

続いて11頁、清掃センター関係。1番、清掃センターの管理運営に関すること。平成29年度は焼却・破砕・埋め立てについて記載のとおり処理をしている。平成31年、32年にこの清掃センターをリサイクル施設に改修するというので焼却はできなくなり資源の回収を中心にリサイクル施設として稼働を予定している。

同じく11頁、保険係に移る。まず、国民健康保険特別会計に関する部分。1番目、国民健康保険に関すること。国民健康保険は平成30年から権者が道に変わり、事務的処理について大きく変わった部分がある。道との連携を密にして今進めているところである。内容は基本的には変わっていないが、国民健康保険のいろいろな給付関係、税関係について記載のとおりで順調に進めている。2番、国民健康保険税に関すること。平成29年度の状況について載せている。基礎課税額の限度額540,000円、後期高齢者支援金等課税額の限度額190,000円、介護納付金課税額の限度額160,000円に則って、このような所得割、均等割、平等割で税を徴収している。12頁に移る。上段から国民健康保険納付額、国民健康保険税調定額等の状況、1世帯、1人当たり国保税調定額の状況、国民健康保険特別会計への繰入金金の推移等を表に記載している。3番、国民健康保険税の減額等に関すること。これは税条例の15条2において、倒産・介護などやむを得ない離職などをされた方に対して保険税の減額を実施している状況である。現在も数名いる。12頁下部、後期高齢者医療保険特別会計である。1番、後期高齢者医療保険については、北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例、清水町後期高齢者医療に関する条例に基づいてこの事務を進めている。被保険者数については記載のとおり。13頁、そのほかに後期高齢者医療保険の状況、後期高齢者医療保険

料の状況は記載のとおり。

続いて、一般会計に係る部分。1番、乳幼児等医療費助成に関すること。これについては平成29年10月から中学生までだった対象を18歳までに拡充して実施している。人口9,529人だった中で対象者は1,357名。扶助額はこのような大きな額になっている。2番目、重度心身障害者及びひとり親家庭等医療給付に関すること。これについても助成を行っている。14頁、それらに関わる状況を2つの表で示している。以上、町民生活課に係る事務分掌の説明とする。

課長補佐（大尾智）：補足の説明をする。7頁の消費生活関係の1番、消費者行政に関するところで、平成29年度は清水と御影で消費者相談の事業を行ったが、平成30年度からは清水だけの事業となっている。道の補助金を受けて御影については1年度限りの事業となっているので補足して説明する。

委員長：町民生活課に関する事務分掌の説明を受けた。委員から質疑を受ける。

鈴木委員：2頁の戸籍住民係で、住民基本台帳の登録状況で外国人登録者数が89となっているが、今段階ではまだ増えているという認識がある。今分かる数字があれば教えてほしい。

町民生活課長：概数的には120名ということで、町内の職場にかなりの方が入っている。

中河委員：2頁の戸籍住民係の3、埋火葬の許可に関するものの表の葬儀供花件数とはどのような内容なのか。

町民生活課長：下の米印に、供花料は清水町民に対し5,000円とある。5,000円を交付したのが合計で560,000円という内容。

中河委員：町から交付した件数ということか。

町民生活課長：1人5,000円を町から供花料として渡している。

鈴木委員：4頁の住民活動係の、町内会、農事組合に関することだが、町内会の最小単位と最大単位について、最小単位は10あるかないかのところがあって、最大は百何十戸ある。特に合併等々の相談はあったのか。

町民生活課長：過去には町内会の再編という話題もあり、いろいろ検討したと伺っている。その時を経て現在の体制が維持されている中で、少ないところも自分たちで何とかやっていきたいという意思が強いということ伺っている地域もある。私どもが率先して取り組んでいかなければならないかということは、改めて意見交換の場があるので検討した中で進めていきたい。

委員長：町民生活課が使う、例えば住民基本台帳ネットワークシステム等々は、運用に関しては町民生活課の所管で、導入に関してはそうではないという理解でよいか。

町民生活課長：基本的には大元は総務課が受入れをした部分を私どもが使用していると理解している。

委員長：つまり導入に関しての所管は総務課ということよいか。

町民生活課長：私が承知していたのはそうだが、いろいろなシステムが今入っている状況があり、システムごとで違うところがあるかもしれない。改めて確認をしてお答えしたい。

委員長：ほかの課もあることだが、町民生活課は特にあらゆる団体との接点があると思う。1頁目の町民生活課事務分掌一覧表の中にできればそれぞれの団体等々がどのような関わりをしているかという表があれば特にわかりやすいし、委員会でも例えば調査に入るときの流れがわかりやすくなると思う。そのような表をつくることは可能か。

町民生活課長：委員長が言うとおりでと思う。わかりやすくするためには必要な資料だと思うので次回作成する。

鈴木委員：9頁の公害に関すること。ダイオキシンは基本的に役場の古い建物だったりということはあったと思うが、それまでに町内の公害に関して問い合わせ、若しくは何か町としてやったことは昨年1年間であったか。

町民生活課長：ダイオキシンは清掃センターが検査対象になっている。ダイオキシンのほかには臭いの関係で毎年数件の問い合わせがある。それに対しては一定の基準でやっているということを説明しているが、我慢できないというお叱りを受けている状況はある。

鈴木委員：11頁の清掃センターの関係だが、昨年12月の委員会所管事務調査報告書を見ると、当初の計画から金額的な部分で大分乖離している。今考えている部分でとりあえず1年やってみようという流れになるかと個人的には思うが、今120円のが150円になるとかならないかというのは当然結果として検討しなければならないかと思うが、今の段階ではまだやってみなくては分からないぐらいのレベルなのか。現状を聞かせてほしい。

町民生活課長：ごみの収集に関わる町民の負担の関係だが、一般家庭については当分据え置きでいけるのではないかと。改めて事業所の料金設定をして、くりりんセンターの受け入れが10トンあたり170円プラス本町から向こうまで搬出する費用を重ねて120円プラスされて290円という額を設定した。その額は基本的な数値を持って算定したので、計画値という部分では押さえているところ。ただ、

実際今委員が言うとおりにやってみなくては分からない部分は少なからずあるが、基本的には極端な違いはないと思っているので、当分の間はそういう金額を継続していけるのではないかと考えている。

西山委員：狂犬病のところでも聞きたいが、美蔓と石山に野良犬がけっこういると言ったが、10頭とか20頭とか大分いるのか。

町民生活課長：美蔓地区も石山地区も大体7頭から10頭ぐらいのグループだと思う。去年の春先ぐらいから連絡があり罾をしかけたり毒えさを撒いたりした。美蔓地区は3頭ほど、石山地区は2頭ほど処理をしたが、大元のリーダー的な犬は捕れていない。小さめの子どものしか捕れていないので、なかなか数が減らせる状況ではないのではないかと。たまたま今日猟友会の方に会ったらまた子どもが生まれているという話もあったので、なかなか手に負えない状況にはなっている。

西山委員：猫の被害は町内にはないのか。

町民生活課長補佐：猫に関しては具体的に駆除してほしいとか、そういうことは寄せられていない。

委員長：ほか質疑を受ける。ないようなので以上で町民生活課の所管事務調査を終わりたいと思うがよいか。

(よいという声あり)

委員長：休憩する。

【休憩 11:51】

(町民生活課退室、保健福祉課入室)

【再開 13:00】

委員長：再開する。保健福祉課所管の事務分掌について説明を受ける。課長は本日の説明員の紹介のあとに説明に入るようお願いする。

保健福祉課長(青木光春)：(説明員紹介)資料に基づいて説明する。1頁目、保健福祉課は、福祉係、在宅支援係、健康推進係、介護保険係の4係で事務を行っている。福祉係は臨時職員を入れて総勢5名。右の枠の中にある項目が、(1)の社会福祉に関することから始まり、(18)の福祉係が代表係なので保健福祉課のほかの係の所掌に属さないまで含んで事務を行っている。在宅支援係は地域包括支援センターも兼ねているので、その事務に関する事。ケアマネの事業所である居宅介護支援事業所に関する事。町で行っている在宅福祉サービスに関する事、その他在宅支援に関する事を行っている。健康推進係は成人保健、母子保健に始まり、関係団体の育成と健康推進に関する事務を行っている。介護保険係は介護保険の権者として、要介護、要支援の認定、介護保険事業計画に関する事、保険給付、保険料の徴収等介護保険に関する事務を一括して行っている。以上簡単であるが事務分掌の説明とする。2頁目、4年前の資料とおおよそ同じつくりで提出している。清水町の人口は昨年12月末で9,494人、世帯数が4,724世帯と、一世帯あたり人数が2.01人である。昭和32年が一番多かったかと思うが、18,490人で、世帯数は3,082世帯、1世帯あたり5.99人ということで、人口も減っているが1世帯あたりの人数も相当減っていることが分かると思う。2番目、高齢者の状況。65歳以上の人口が3,396人、高齢化率で表すと35.77%という数字になる。参考として、平成6年度末、平成20年度末の数字も加えている。3番目、主に福祉係が所管している障がい者の状況ということで、データは古いが十勝総合振興局でまとめた平成30年3月末現在、身体障がい者手帳をお持ちの方の数は全体で605人。1級から6級までであるので、級の重いほうが1級と見ていただきたい。級ごとだと重いほうが多いということになる。次に養育手帳。こちらは知的障がい者が主に所持する手帳である。AとBとある。Aは重度の知的障害、Bは中・軽程度といわれているものである。Aが106人、Bが69人で175名の手帳の所持者がいる。精神障害者保健福祉手帳の所持者数。こちらも精神障害を持つ方が任意で、申請に基づいて交付されるもの。1級が重たいほうになるが、1級、2級、3級で合計53名が所持している。4番目、1月末現在の介護保険認定者数。65歳以上と65歳未満で分けて記載している。要支援1から要介護5、重いほうが要介護5。要支援1、要支援2からはじまり、641人の方が1月末で介護認定を受けている。65歳未満の介護認定を受けている方が12名、合わせて653名となる。5番目、生活保護の状況。実施者は十勝総合振興局と記載しているが、町村部は十勝総合振興局の社会福祉課が決定権者。帯広市は市で直接行っている。49世帯69人が町内で生活保護を受けている。6番目は私どもで所管している福祉団体である。民生児童委員協議会、老人クラブ連合会、シルバー人材センター、赤十字

奉仕団、障害者児振興会連絡協議会、保護司分区、パセリの会、遺族会、更生保護女性会、こういった団体の事務等、補助金等も含めて関わっている。3頁目、町が行っている概ね高齢者が対象になる在宅福祉サービスの一覧。給食サービス、移送サービス、除雪サービスから始まり最後の生きがいデイサービスと、私どものほうで利用の決定をして社会福祉協議会、必要な委託先をお願いして在宅福祉サービスの提供を行っている。以上簡単であるが、資料に基づいての説明とする。

委員長：委員から質疑を受ける。

川上委員：健康推進係に栄養士が2名いるが、栄養士の業務とは具体的にどういうことか。

保険福祉課長補佐（在宅支援・健康推進担当）（角谷貴良）：事務分掌には栄養士と書いているが、2名とも管理栄養士の資格を持っている。1名は主に保育所の給食の献立。アレルギーだとかそういう子どもが増えているので、メニューをつくるのにもかなり苦労しながらやっている。もう1名は主に町のいろいろな食生活の改善運動などを担当して、分担して協力しながらやっている。

中島委員：福祉事業でやるお年寄りの軽スポーツというか健康推進の部分で、全て無料ということで、有料事業はない。ほかの教育委員会の関連でやると有料になってくるものがある。要するに委託しているからという部分だけでも、その辺の調整の話は福祉のほうでは聞いたことはないか。話題としてあがったことがないか。

保健福祉課長：保健福祉センター2階のさわやかプラザは65歳以上は無料にしている。それから御影の世代間交流センターのゲートボール場、川東といったところも無料だったと思う。今言われた、ほかのパークゴルフだとかは、ちょっと記憶は定かではないが、他の事業との有料・無料の話題はいまのところ出ていない。私どもはあくまで健康づくりを主体で考えており、特に65歳以上の方、介護予防を含めて年齢が更に上がってくれば医療費等も当然かかってくるので、健康になっていろいろな部分で活躍するとともに、医療費も削減になるのではないかということもあって今から7、8年ぐらい前だと思うが、無料化したと承知している。

中島委員：仕事の部分は分からないわけではないが、今課長の言われた話になると、ここでは福祉が主体で呼び込んでいる。ただ教育委員会や委託団体等がやる場合は自らが健康管理に努めている。自分の体を思って行動するのはどちらも基本は同じだと思う。本日の所管事務調査に該当しないことかもしれないのでこれ以上のことは聞かないが、その矛盾があるという思いをしている人がいるということだけ承知しておいてほしい。

委員長：私から1点。午前中の所管の課にも同じようなことを言っているが、1頁目の事務分掌について、これはこれでよいが、できれば、保健福祉課もそれぞれの特徴を持った関係団体がいくつかあると思うが、ここにそれらがどう関わっているのかという表があると、町民も我々も理解しやすいので、機会があったときにはその関わりを含めたもので出していきたい。

保健福祉課長：今後そのようにする。この事務分掌の表は毎回定期監査を行っている際に私どもで調整して作っている。単純に我々側の担当の部分を分けたので、関係団体も町の中でいろいろ活躍されて、ある意味町と同じように住民に対応している部分もあるので、そういったことも含めて次回からそのようにする。

鈴木委員：3頁目の在宅福祉サービスの一覧があるが、高齢化率が増えている中で、この中で一番突出している、もしくは利用頻度がどんどん高くなっているのはどの分野か。

保健福祉課長補佐（在宅支援・健康推進担当）：季節柄なこともあるが、今は除雪サービスがすごい。特に独居の高齢者が増えている。その中で、今までは自分で頑張りながら雪かきができたが、だんだん足腰が弱ってきて、また、子どもたちが地元から離れてしまうという部分で除雪サービスがすごく伸びていて、こちらとしても頭を悩ませているところ。

鈴木委員：例えば高齢者等見守り安心事業以下、金額的に皆微増なのか。基本的には減っているものはないか。

保健福祉課長補佐（在宅支援・健康推進担当）：基本的に件数自体は横ばい状態。新規で増えた方もいれば、無くなった件数もある。それが大体横ばいぐらいの数字が続いている。緊急通報機器設置事業が若干伸びてきている。

鈴木委員：健康推進係の予防接種に関するのだが、先ほどちょうどニュースが入っていて、風疹の39歳から60歳くらいまでの予防接種を4月からやるという話で、女性は妊産婦の関係で増えていくというのがあると思うが、4月以降既に準備しているものはあるのか。

保健福祉課長：実は今日保健所からFAXが届いて決裁でまわってきた。今回の国の補正予算で通ったのはつい先ごろだったと思う。具体的にはこれからまた出てくると思うが、風疹の抗体検査をして、抗体の有無を判定して、抗体のない方に接種をしていくということのようである。抗体検査につ

いては国のほうで財源の措置は見込まれているが、接種のほうは全く何もないという話も聞いている。人数的には数千人の数になるのではないかと思う。

西山委員：高齢者等の見守り安心事業で、電話を週3回と訪問を月1回となっているが、人数はどのぐらいいるのか。

保健福祉課長補佐（在宅支援・健康推進担当）：直近で27名登録している。これはずっと大体横ばい。

西山委員：緊急通報機器はここに書いてあるように、清水消防署にすぐつながるようになっているのか。

保健福祉課長補佐（在宅支援・健康推進担当）：はい。

川上委員：今ちょっと話題になっているが、児童虐待の関係は、所管はこちらではなく教育委員会のほうか。

保健福祉課長：子育て支援課。

川上委員：DVの関係はどうしても子どもの虐待の関係も出てくるので、その辺の連携はどのようになっているか。

保健福祉課長：子育て支援課のほうで、数は少ないだろうが虐待を疑うケースは学校等を通じて連絡はある。

保健福祉課の保健師も町内会を分けて地区担当として持っており、いろいろな子どもと会ったり親の様子を見たり、心配な家を保健師から聞くことはある。その中で子育て支援課もうちの課も同じ保健福祉センターの中にあるので、ケースの検討等をしながら対応している。最終的には児童相談所に通報することが一番とるべき手段になるが、その前にやはり何回か訪問して、状態を把握するという事は保健福祉課と子育て支援課で同時並行的に行っている。

西山委員：自立支援ホームヘルプサービスのほうで、週1回3時間以内となっているが、もう少し数を増やしてほしいという意見はないか。

保健福祉課長補佐（在宅支援・健康推進担当）：そのような意見はないし、今年度利用の件数もない。理由の一つに、正式には本年度から総合事業という新たなサービスが始まったこともあり、もっと使いやすく使えるサービスが本格的に始動したので、これを使わずともそちらで対応できるという背景がある。

鈴木委員：障がい者の状況で、たとえば引きこもり。これは教育委員会になるのか。20歳を過ぎて家にいる方も町内に結構多くいる。それぞれ手帳とかいろいろ持っているかどうかまでは確認できていないが、そういう部分の把握は民生委員と連携などしてやったほうがいいのかと2、3年前に言った記憶があるが、その後把握されているかどうか。

保健福祉課長補佐（福祉担当）（石川淳）：全てにおいての把握はできていない。その都度情報を得た中で相談を受けるなり、こちらから訪問するなりというかたちで何件か対応しているのが事実。

委員長：ほかに何かあるか。なければ保健福祉課については以上でよいか。

（よいという声あり）

委員長：休憩する。

【休憩 13:27】

（保健福祉課退室、子育て支援課入室）

【再開 13:34】

委員長：再開する。子育て支援課より説明を受けたあと質疑を行う。課長は本日の説明員の紹介を含めて本日の説明をお願いする。

子育て支援課長（逢坂登）：（説明員紹介）資料に沿って説明する。最初に事務分掌を掲載している。子育て支援課は児童保育係と子育て支援係がある。子育て支援係の中にきずな園がある。児童保育係は主に保育所、幼稚園、学童クラブの入退所等、保育所等の賦課徴収、その他運営に関することを行っている。次に、児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること。児童手当は中学校卒業までの子どもに対する手当。児童扶養手当はひとり親の家庭に対する手当である。特別児童扶養手当というのは障がいを持った子どもを扶養している方に対する手当である。そのほか母子及び児童福祉に関することを児童保育係で行っている。次に子育て支援係だが、育児の相談に関することや広場事業など保健福祉センターを中心に行っているが、そういった子育てに関する、母、子、父に対する育成といった生活の支援にあたっている。また、要保護児童、虐待等がある家庭もあるので、そういった児童に関すること。発達支援に関することは主にきずな園と発達支援センターで行っているが、そういった子どもの支援に関することなどを子育て支援係で行

っている。2番目、職員数は1月1日現在73人。下にそれぞれ表が載っている。施設等の職員について、上のほうが正職員の人数31人、下のほうが臨時職員・嘱託職員の人数38人となっている。そのほかここにいる4人を合わせて73人の職員で構成されている。次の頁の3番目は、保育所、幼稚園の入所人数。1月1日現在で、町内の保育所・幼稚園288人、鹿追こども園1人、芽室幼稚園1人、合わせて290人の子どもが通っている。4番目は、学童クラブの児童数及び放課後子ども教室の児童数。1年生から6年生までで302人。放課後子ども教室については、スクールバスを待っている子どもの数も含まれている。5番目、きずな園の支援利用人数は現在67名。小学生・中学生が48人、児童発達支援ということで幼児が19人の合計67人。児童虐待の通告件数については、今年度12月末までで暴力等12件の通告があった。今年はやっと多くなっている。7番、出産祝金支給件数は、2年、3年にわたって支給する場合もあるが、これは1回目の支給の人数である。ほぼ出生数と考えてもらえるといいが、平成29年度は49件、平成30年度は12月末で35件。平成29年度は50人生まれているが、生活保護対象の方1人には出産祝金を支給していないので49件となっている。平成30年度は、1月、2月、3月合わせて10数件これから出産祝金を支給するかということで、おそらく平成29年度と同数程度になるのではないかと考えている。8番目、子育て支援センター事業。子育てサポート事業を行っている。育児を手伝ってほしい方、ボランティア等の感覚で手伝いたい方の登録をいただいてお互いに助け合って子育てをしようということで行っている。依頼したい、手伝ってほしいという会員が92人、手伝うという会員が23人、預かってもらったり時には手伝いをするという会員が7人登録している。平成30年度12月末までの利用件数としては214件。実際提供会員のうち23人は登録されているが、実際なかなか仕事などで都合が合わない方もいるということで、もう少し増やしたいと考えている。もう一つの事業として育児用品貸付事業をしている。チャイルドシートやベビーカー、ベビーラックの貸し出しを行っている。12月末までで214件の貸し出しをしている。チャイルドシートなどは夏休み、冬休など長期休みに里帰りした方が子どもを連れてきたときに、祖父母が借りに来るといったケースが結構ある。その他の子育て支援センターの事業としては、父母が子どもと一緒に遊ぶげんきひろば、ベビーマッサージ等の事業をおこなっている。以上簡単だが、子育て支援課の主な事業について説明をした。

委員長：委員から質疑を受ける。

鈴木委員：児童虐待通告件数12件、増えた理由は分からないと思うが、逆に言えば平成28、29、30年、毎回同じ人が通告されることは実質あると考えてよいか。

子育て支援課長：児童虐待についてはなかなか1回で終わるといったことはない。何年も続いていくのが実態。もちろん新規の方もいる。続いていくことが結構多いと考えている。

鈴木委員：そういう場合のケアの仕方というのは、職員の中で専門職のような方はいるのか。

子育て支援課長補佐（子育て支援担当）（小笠原敏子）：専門職というか、子育て支援係の中で私が児童虐待の担当で携わっている。あとは心理士や随時保育士とかが対応するというかたちをとっている。ただ、児童虐待は新聞でもいろいろと取り上げられているように複雑化している。DVの問題は清水町でも増えてきており、対応としては非常に苦慮しているのが正直なところ。夫のDVに洗脳されている場合は、訴える気力もなくなってくる例がある。所属の保育所に非常に協力を仰いで、ちょっとした変化でも教えてもらって対応するという体制をとっているところ。

鈴木委員：帯広市も正直言って手をつけられないぐらいひどい状態になっているという話を聞いている。これはずっとある問題なので、担当される方は大変だと思うが、増えているのはなぜなのか。ただ昨今のニュースで気がついて通告が増えたのか、どう考えるか。

子育て支援課長補佐（子育て支援担当）：新規のケースもあったが、前々からつながっているケースということで12件中7件は保育所からの通告であった。やはり毎日子どもと接する中で変化があったとか、気になる親の状況だということだったので、12件となっている。

中島委員：職員の数と園児の数で、第一保育所、第二保育所、御影保育所と比較したら、保育士数は児童数からいくと、第一の人は大変なのではないか。現場サイドからそういう話はないのか。その辺について庁舎内ではどう把握しているのか。

子育て支援課長：各クラスに正職員を1人ずつ配置するという基準を持っている。3歳以上は必ず副担任を置くということかたちをとっている。第一保育所は6教室ある。第2と御影は0～1歳が一緒の部屋なので、5部屋で職員5人を配置している。それに伴って3歳以上は副担任の臨時職員を置く。支援の必要な子どももちろんいるので、対応するために臨時職員を配置している。ある程度基準を持って配置している。

中島委員：要するに年齢によって小学校だったら1年生から6年生という感じで1人ずつということだと思う。現場からは特に問題点としてあがっていないと理解してよいか。

子育て支援課長：もちろん現場としては人のやりくりがなかなか大変だということを聞いている。そんな中で十分ではないが臨時職員も配置しながらやっている。代替職員も70人ぐらい登録しているが、そういった職員も使いながら、なるべく保育に支障のないように運営している。一応法的な基準人数は満たしている。

中島委員：どこも楽な現場はない。今度新しい保育所ができた時点で、そういうものは少しでも緩和されていくのかどうかという現在の見通しのものはどうなのか。

子育て支援課長：子どもの人数は変わるわけではないので、そんなに楽になることはないと考えている。今臨時職員も足りない状況なので採用を進めて、なるべく支障がないようにと考えている。

鈴木委員：発達支援の認定が清水は結構優秀だとほかの町から聞いた。早期に認定というか、指導ができる。ほかの町村の保育士から聞いたことだが、その良い点とは何か。

子育て支援課長補佐（子育て支援担当）：検診の経過観察率が他町よりも高い。最終的には3歳児の検診が最後だが、6割から7割ぐらいが経過観察になるので、これは他町村から比べるとやはり高い結果。身体も精神も全部の部分を含めての経過観察になるので、ただそれが良いのか悪いのかとなると何とも言えない。保健福祉課の健康推進でやっている検診でのダブルチェックで問診も取るから、気になるけれども様子を見ようというのと、気になるから様子を見ようという差の違いだと思う。ちょっとした気になる点でも少し経過を見ようとしているので高いのではないかなと思う。発見だけではなくて、発見したあとどう繋がるかというのが私たちの課題になる。発見したからそのままではなくて、保育所ではこういうことをやってもらって様子を見ましょうとかそこが大事になってくるので、そちらのほうでは力を入れている。最終的にどうしても個別の対応や1対1で取り組む練習が必要な場合はきずな園のほうにつなげるということを基本のルートとしてやっている。

鈴木委員：ぜひケアがしっかりしている措置を継続していただければということと、参考までに、よく妊娠中若しくは妊娠前の女性、男性もそうなのでしょけれども、こういう食事をとったほうがいいのか、一般的なそういうこともやっているのか。

保健福祉課長：妊産婦の関係は保健福祉課の担当で、そういった教室をやっていて、こういうことに気をつけましょうとか母子手帳を交付したときに話をしたり、検診を町で助成しているので必ずしてほしいなど、何かあればすぐ保健師に相談できる体制はとっている。発達の関係で、うちの場合は心理士が2名と言語聴覚士1名が職員としてしている。これだけしっかりと職員をそろえている町はほかにはないということで、かなり力を入れて頑張っているのではないかと考えている。

鈴木委員：素晴らしいと思う。その分4月から保育士がけっこう足りないという話はよく聞いているので、4月からは充足されてやるのだと期待しているので、確認及び要望は終わる。

委員長：ほかの質疑を受ける。よいか。

（よいという声あり）

委員長：子育て支援課の所管事務調査を終える。休憩する。

【休憩 13:58】

（子育て支援課退室）

【再開 13:59】

委員長：再開する。先ほどの町民生活課からの報告事項があるので事務局長からお願いする。

佐藤局長：先ほど町民生活課の調査の中で、住民基本ネットワークの運営については町民生活課だと思うが、導入はどこが担当だという委員長からの質疑があった。その回答が来たが、導入については総務課、機器の更新、契約、予算等全て総務課で担当している。運用は町民生活課で運用している。

委員長：以上、町民生活課からの報告。全体を通して何か委員からあれば発言願う。特にないか。

（なしという声あり）

委員長：なければまとめということだが、今回の所管事務調査は常任委員会の所管の範囲を勉強するとい

う調査に留まっているので、特にまとめは行わず報告書についても所管部局の事務事業について説明を受けたという程度にしてよいか確認する。いかがか。

(よいという声あり)

委員長：その程度にする。続いてその他に移る。

(2) その他

委員長：その他について何かあるか。

(なしという声あり)

委員長：以上を持って厚生文教常任委員会第1回目の所管事務調査を終わりたいと思うが閉じてよいか。

(よいという声あり)

委員長：厚生文教常任委員会を終了する。

【 閉会 14:01 】